

公告式条例

(昭和 32 年 11 月 28 日)

改正 平成 19 年 3 月 28 日条例第 5 号

(この条例の目的)

第 1 条 地方自治法第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 前項の公布は、組織市町の市役所及び町役場の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布もしくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の議会規則、傍聴規則その他規則で公表を要するものにこれを準用する。

第 6 条 規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、昭和 32 年 12 月 1 日から施行する。

2 従来の公告式条例（昭和 16 年公布条例）は、廃止する。

3 この条例施行の際現に従前の公告式により公布又は公表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年条例第 5 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。